

## 会長・副会長の選任について

- 本協議会設置要綱第5条第1項の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する」とされている。
- 令和4年6月1日付けの協議会委員改選に伴う会長・副会長の選任について、事務局より提案したい。

## &lt;事務局案&gt;

役職名	氏名	備考
会長	仁科哲雄 委員	北足立郡市医師会 会長
副会長	伊波潔 委員	上尾市医師会 会長

## (理由)

従前からの慣例により、会長は北足立郡市医師会長、副会長は上尾市医師会長を選任しているため